

春日井市総合評価落札方式試行要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する建設工事のうち、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の10の2の規定により価格その他の条件が市にとって最も有利な者を落札者とする一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる建設工事は、一般競争入札の対象となる建設工事のうちから春日井市総合評価審査委員会（以下「審査会」という。）の審議を経て、春日井市入札業者審査委員会（以下「委員会」という。）で決定する。

(落札者決定基準)

第3条 政令第167条の10の2第3項の落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

2 前項の落札者決定基準は、審査会の審議を経て委員会において決定するものとする。

・(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 総合評価一般競争入札の実施に当たり、政令第167条の10の2第4項の規定に基づき学識経験を有する者の意見を聞くときは、2人以上の意見を聞くこととする。

(評価基準)

第5条 第3条の評価基準は、次により定めるものとする。

(1) 評価項目 評価項目は、工事特性、地域特性等を勘案し、市にとって最も有利な調達となるよう適切に設定する。

(2) 得点配分 得点配分は、発注者の設定する仕様を満たしている場合に与えられる点（以下「標準点」という。）及び技術提案等の評価に応じて与える得点（以下「加算点」という。）を工事における必要性及び重要性に基づき適切に設定する。

(評価の方法)

第6条 評価の方法は、次の各号のいずれかのうちから、委員会において決定するものとする。

(1) 技術評価点を当該入札参加者の入札価格で除して得られた数値をもって行う方法

(2) 価格評価点及び技術評価点を合計して得られた数値をもって行う方法

(技術提案等の審査)

第7条 技術提案等の審査は、審査会において行う。

2 審査会は、審査した技術提案等の評価を付して委員会に提出し、委員会において評価結果を決定するものとする。

(技術的能力の審査結果の通知)

第8条 総合評価一般競争入札を行う場合において、入札参加資格の要件を満たしている者については、事前審査型一般競争入札の場合は、競争参加資格確認通知書に、事後審査型一般競争入札の場合は、落札者決定通知書に併せ、技術的能力の審査結果を通知するものとする。

2 技術的能力の審査の結果、入札に参加させることが適当でないと認められるときは、その理由を記載した書面により入札に参加しようとする者に通知するものとする。

(技術的能力の審査結果に対する説明等)

第9条 前条第2項の通知について不服がある者は、市長に対し、書面により説明を求めることができる。

2 前項の書面が提出されたときは、市長は、速やかに委員会に諮り、書面により回答するものとする。

(落札者決定の方法)

第10条 総合評価一般競争入札による落札者は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者で、評価値の最も高い者とする。

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2以上あるときは、入札価格が最も低い者を落札者とする。この場合において、入札価格の同じ者が2以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。